

1 明るい選挙推進運動

(1) 平成17年9月11日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る啓発事業要領

鳥取県選挙管理委員会・鳥取県明るい選挙推進協議会

1 趣 旨

今回の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が、明るく行われるために、選挙の意義と投票日等の周知を図るとともに、特に投票参加の呼びかけに重点を置いて、各種の啓発事業を行うものとする。

2 重点事項

- (1) 選挙の大切さの呼びかけと投票参加の推進
- (2) きれいな選挙の推進

3 実施主体

- (1) 県及び市町村の選挙管理委員会
- (2) 県及び市町村の明るい選挙推進協議会

4 実施事業

県民が選挙を身近に感じられるよう工夫を凝らし、わかりやすい啓発事業を実施する。

- (1) 県及び市町村が共同して行うもの
 - ア 明るい選挙推進大会の開催
 - イ 啓発用物資の配布
 - ウ ポスターによる啓発
 - エ 「選挙のしおり」による啓発
 - オ 街頭啓発
 - カ 懸垂幕・横断幕等による啓発
 - キ 店内放送等による啓発
 - ク 立候補者に対する申し入れ
 - ケ その他
- (2) 県が行うもの
 - ア 若者が集まる店舗での啓発
 - イ 若い世代の親への啓発
 - ウ マスメディアを活用した啓発
 - エ JRを活用した啓発
 - オ 広告塔による啓発
 - カ 便宜供与の依頼
 - キ 委員長談話による啓発
 - ク その他
- (3) 市町村が行うもの
 - ア 広報車による啓発
 - イ 広報紙等の利用による啓発
 - ウ 街頭啓発
 - エ その他

5 統一標語

- ・あなたの一票を大切に